



平成 19 年 7 月 1 日
第 11 号

有限会社 ルミエールケアサービス
大阪市中央区谷町3丁目1-11
大晋ビル303
代表取締役社長 山本さと子
電話 06-6949-3729
FAX 06-6949-3776



- 1. 介護基礎研修制度について
介護基礎研修制度が始まります。・・・・・・・・・・・・・・・・・・1・2
- 2. がん基本法施行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3. 社団法人 民営職業紹介事業協会会長表彰を受けて・・・・・・・・4
- 4. <寄稿>「高齢者虐待」を読んで・・・・・・・・・・・・・・・・5・6
- 5. 家事・介護のワンポイントアドバイス
家事シリーズ11 【床掃除】・・・・・・・・・・・・・・・・7
介護シリーズ11 【車椅子の介助方法】・・・・・・・・・・・・8
- 6. 「栄養士がお答えする栄養情報」発行、一年を振り返って・・・・9
- 7. 編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10





「介護職員基礎研修」始まる！！

財) 介護労働安定センター

大阪支部長 田中 久寿夫

平成18年度より介護職員の研修体系が見直され、新たに『介護職員基礎研修』が導入されました。

現在、訪問介護に従事できる養成研修としては、訪問介護員養成研修(1級課程・2級課程・3級課程)がありますが、この『介護職員基礎研修』が追加となり、将来的には介護の任用資格が介護福祉士を基本とするべきことを踏まえて、より専門的な知識や技術を取得する研修体系となりました。

『介護職員基礎研修』は高齢者、障害者の尊厳を支えるケアを行える人材を育成する観点から、現在の訪問介護員養成研修の内容を充実して、認知症の理解や医療・看護との連携、コミュニケーション技術の向上などを加え、総研修時間数500時間(介護実務経験者は一部科目免除)と拡大されました。

また、研修修了者の質の確保を図る観点から、修了評価を厳正に行うことになっており、「評価ポイント」に沿って、各受講者の知識や技術等の習得度を評価します。更に、訪問介護員として従事するだけでなく、施設・在宅を問わずに介護職員として、幅広く介護サービスに従事できる人材を育てる職業教育であると共に、研修修了後には訪問介護事業所等において、サービス提供責任者として活躍できるよう利用者の尊厳を支え、生活全体を支援できる介護職員の養成の場となります。

(財) 介護労働安定センターでは、19年度より全国の各支部のうち、大阪、東京を含む9支部において、この『介護職員基礎研修』を年2回実施します。

当大阪支部においては、全国の各支部に先駆けて、この4月16日より『介護職員基礎研修 標準型 500時間 (360時間の講座と140時間の実習)』を実施しており、介護職員として介護サービスに従事しようとする、府下の各ハローワークより受講指示を受けられた方が40名(男性9名・女性31名)毎日の講義、実技そして修了評価にと奮闘されております。



研修の内容としましては、講義・演習が10教科61項目（360時間）と実習が6項目（140時間）で、グループ討議や、ロールプレイ、調べ学習の発表、調理等の生活支援の実習なども盛り込まれた実務に則したカリキュラムとなっています。

又、この夏からは、訪問介護員養成研修2級課程修了者で実務経験が1年以上の方を対象に、介護現場でリーダーや責任者としてご活躍をいただくために、『介護職員基礎研修 科目実習免除型 150時間』という研修も7月20日より開始する予定となっております。

介護現場での人材不足が深刻化を増す昨今、より良い介護職員の育成に向けて、この『介護職員基礎研修』が展開され、介護事業所や、地域社会での多様化する介護ニーズに対して、的確に応えられる人材教育を目指し、更なる研修の構築に向け創意工夫していきますので、キャリアアップをお考えの皆さんも是非チャレンジしてみてくださいはいかがですか？

この研修で、
サービス提供責任者に！！



《カリキュラム》

1. 基礎理解とその展開（講義及び演習）		360 時間	
	(1) 生活支援の理念と介護における尊厳の理解	30 時間	
	(2) 高齢者、障害者等が活用する制度及びサービスの理解	30 時間	
	(3) 高齢者、障害者等の疾病、障害者等に関する理解	30 時間	
	(4) 認知症の理解	30 時間	
	(5) 介護におけるコミュニケーションと介護技術	30 時間	
	(6) 生活支援と家事援助技術	30 時間	
	(7) 医療及び看護を提供する者との連携	30 時間	
	(8) 介護における社会福祉援助技術	30 時間	
	(9) 生活支援のためのアセスメントと計画	30 時間	
	(10) 介護職員の倫理と職務	30 時間	
2. 実習		140 時間	
	(1) 事前実習	8 時間	
	(2) 実習	1 施設・居住型実習	80 時間
		2 通所・小規模多機能型実習	40 時間
		3 訪問介護実習	4 時間
		4 地域の社会資源実習	4 時間
	(3) 実後演習	8 時間	
合計		500 時間	

お問い合わせは、介護労働安定センター大阪支部へ
(TEL 06-6261-0484)

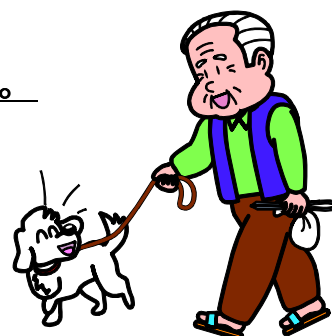
がん対策基本法が施行されました

全国で専門的ながん治療を受けられる体制づくりを目指す「がん対策基本法」が昨年6月成立、今年4月に施行されました。

がんは1981年以降、死因第1位を占め、年間32万人以上が亡くなっています。生涯のうち男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんになると推定されています。

重点課題としては以下の3つ

- ① 放射線療法・科学療法の推進と専門医の育成。
- ② 治療の初期段階からの緩和ケアの実施
- ③ がん登録の推進



※今後、都道府県は、都道府県ごとに推進計画を策定することになります。

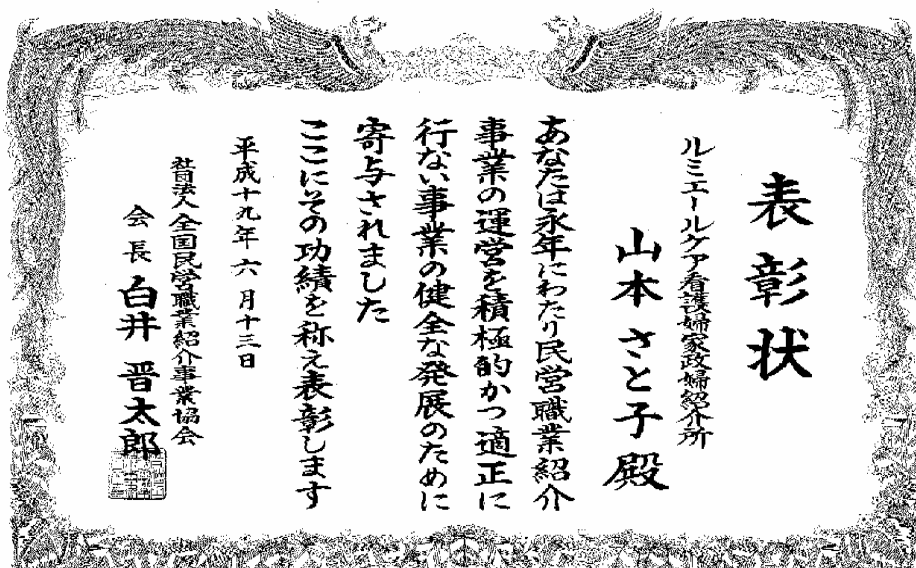


（資料 H19. 6. 14 読売新聞より抜粋）

<お願い>

居住の市区町村で実施されている生活習慣病検診を年一回受診することをお勧めします。

社団法人全国民営職業紹介事業協会会長表彰を受賞！！



白井晋太郎会長と
授賞式にて

この度、社団法人 全国民営職業紹介事業協会 創立 20 周年にあたり会長表彰を賜りましたことは、身に余る光栄でございます。

思い起こせば、20 年の年月の間、バブル崩壊、厳しい民営職業紹介業の運営、平成 12 年には、介護保険法制度の導入に伴う、訪問介護、居宅介護事業等への新たな参画、一方では訪問介護人材の育成など多くの事業展開に取り組んでまいりましたが、これも偏に協会員の皆様をはじめ多くの利用者・社員の方々からのご指導、ご支援によるものと深く感謝いたしております。

ご承知の通り、今日、わが国は長寿世界一という超高齢化社会を迎えようとしており、今後、福祉・介護サービス事業には人材の育成、確保並びに健全な事業運営と充実したサービス提供が協会ならびに会員事業者に大きな期待として寄せられていますことから、この受賞を機に初心に立ちかえり、民営職業紹介事業並びに介護保険事業の運営に一層、尽力をいたす所存でございますので引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い致します。

平成 19 年 6 月 吉日

ルミエールケア看護婦家政婦紹介所
所長 山本 さと子



<寄稿>

「高齢者虐待」 実態と防止策 を読んで



大阪薫英女子短期大学 生活学科

坂本智代

高齢者虐待、実態と防止策を読んで虐待の実態にびっくりしました。言葉が出てこないほど酷すぎる実態に目を背けたくもなりました。

第一章、家族での虐待は、本当に切なくやりきれない気持ちでいっぱいになりました。でも、先の見えない介護は、想像以上に肉体的にも精神的にも負担がものすごく介護する側にかかると思います。

私はこの本を読むまで、そしてヘルパーの資格を取得するにあたって勉強するまで、ニュースなどで高齢者虐待を目にするたび、家族である人、身内である人に虐待なんて絶対考えられないと思っていました。でも、決して起こってはいけない、そして同情してもいけない虐待が、家庭内で起こるのも分かるなと思ってしまいました。

決して原因は高齢者の方ではありません。人間は歳を重ねていくうちに老いていきます。決して避けては通れない問題です。私の両親もそして私も近い将来介護が必要になっているかもしれません。もし自分の両親が必要になったらと思ったら、家族であり娘である私が、介護しようと考えています。実際にそうなって私が親の姿に耐えられるのかは分からないけど。

でも、血の繋がっていない赤の他人の人に介護してもらったのなら、身内である家族の方がきっと素直に受け入れてもらえるのではないかなって思うから。

家庭内での虐待は介護する人が決してその問題を1人で抱えこまず他の人にも頼るべきだと思いました。

第二章の施設での虐待は、介護や看護のプロである職員がなぜ介護をするのではなく、入居者に虐待するのか考えられない、そして恐ろしい事実である。

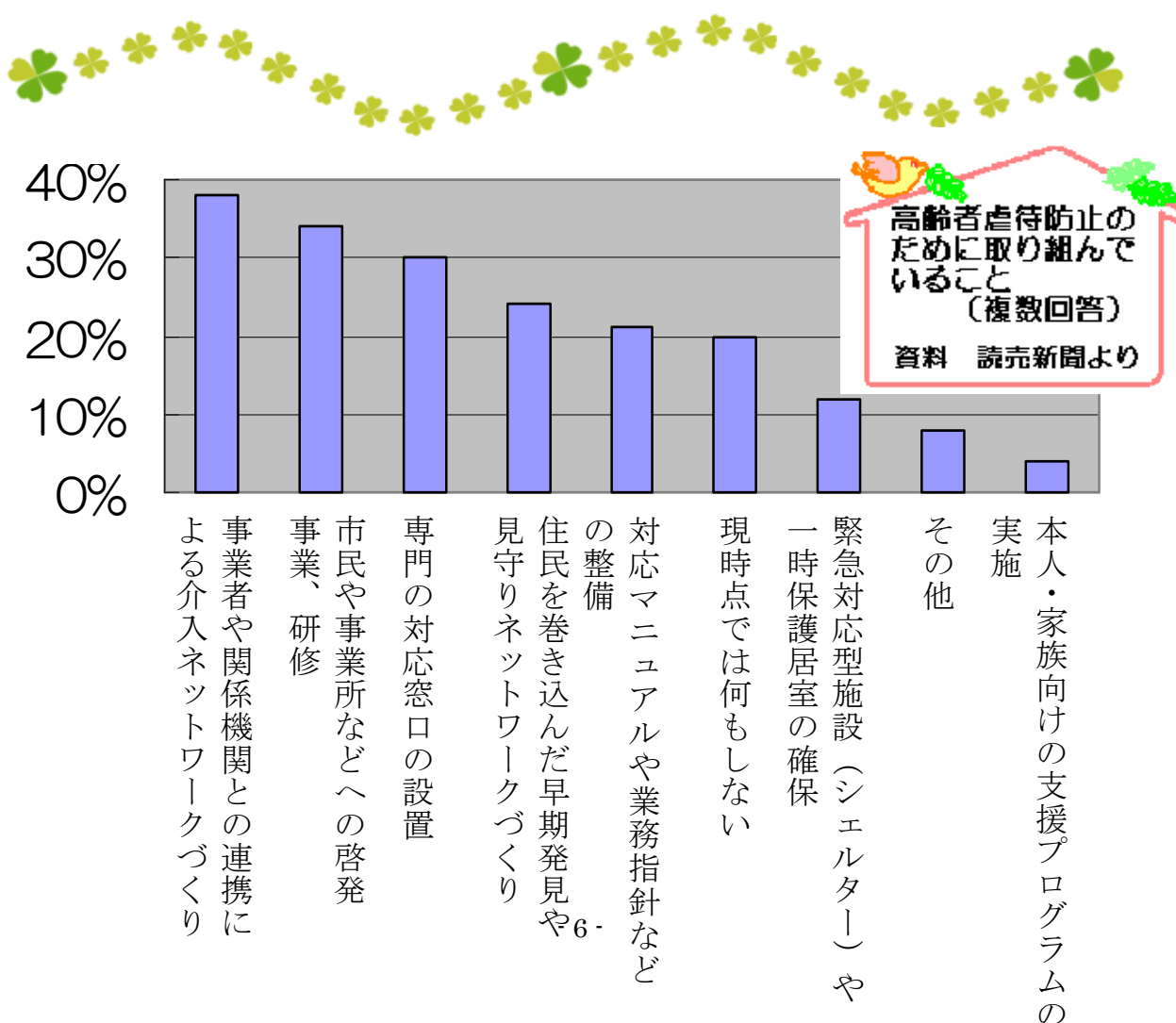
「自分の赤ちゃんがオムツかぶれでかゆいという時に、縛って放置しておく親はいませんか。でも、介護の現場ではそれが当たり前。なにかおかしいと思いませんか。」という言葉にすごく共感しました。本当にそうですよね。赤ちゃんに対してそんなことをする人はいないと思います。

高齢者だから許されるかってなったら絶対あってはいけないと思います。入居者の方にいかに気持ちよく、楽しく毎日健康で、幸せな生活を送っていただけるかという場所でなければいけないのに、縛ったり、オムツを長時間交換しなかったり、高齢者の方の人権をそしてモラルを無視していると思います。もし、自分が将来施設に入ったらと置き換えて考えたらすぐ分かることなのに、生きる権利、生きる喜びを奪っていると思います。そして、福祉に携わるには責任を持って、介護するべきだと思いました。大げさな言い方だけど、高齢者の方の命を預かる仕事だと考えなくちゃいけないのではないかなと思います。

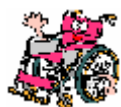
介護は決して簡単なことでも、楽なことではありません。でも高齢化社会の中で、若者が自分たちの世代の人間が、介護にもっと興味・関心を持ち一人ひとりの高齢者の方を介護できる知識と技術、そして温かい思いやりの心を持たなければいけないと思いました。この現実をもっとよく一人ひとりが理解し、対策を考えていかなければいけないと思います。少しでも高齢者虐待が減り、そして一日でも早く虐待がなくなることを心から願います。

(付記)

この原稿は、大阪薫英女子短期大学 生活学科2回生のうち、訪問介護学養成講習受講生全員に課せられたテーマ図書「高齢者虐待」(小林 篤子著)の読書感想文を寄せていただいたものです。



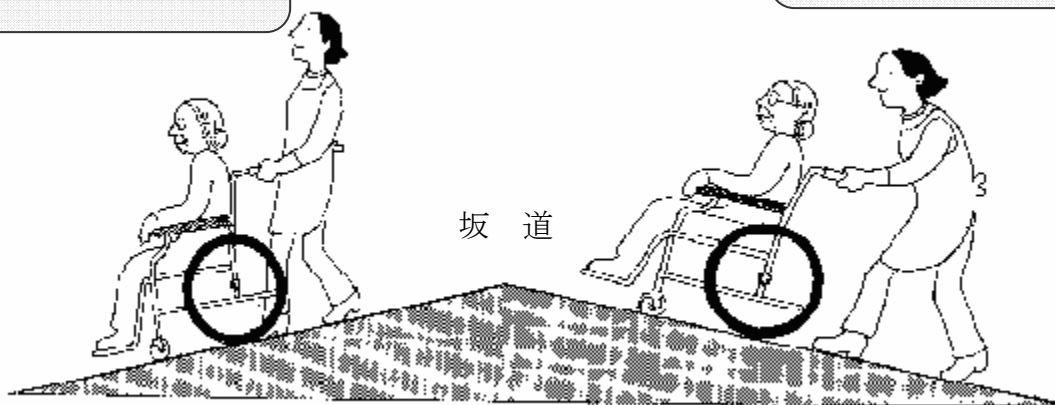
◎介護シリーズ 11



《車椅子の介助方法》

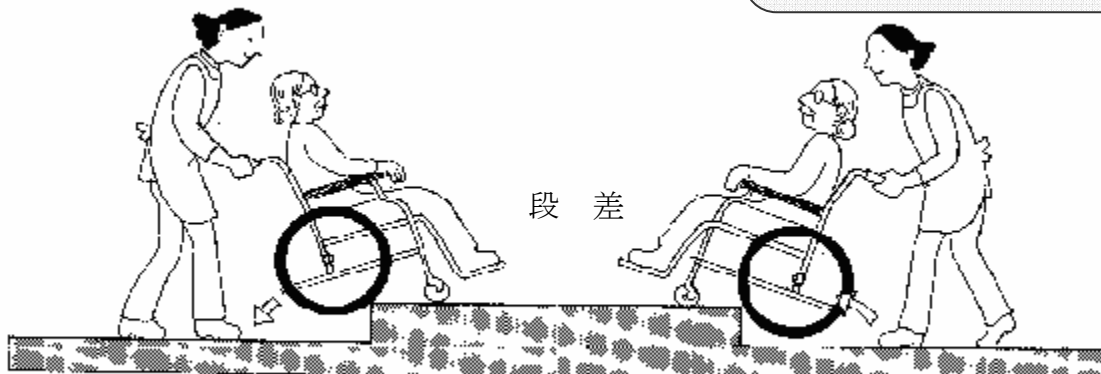
ゆるやかな下り坂の場合は、
車椅子を引くようにして
下りる。

上り坂は、グリップを
しっかりとぎり
一步一步、押していく。



段差を下りるときは、
後ろ向きになり
後輪からしずかに下ろす。

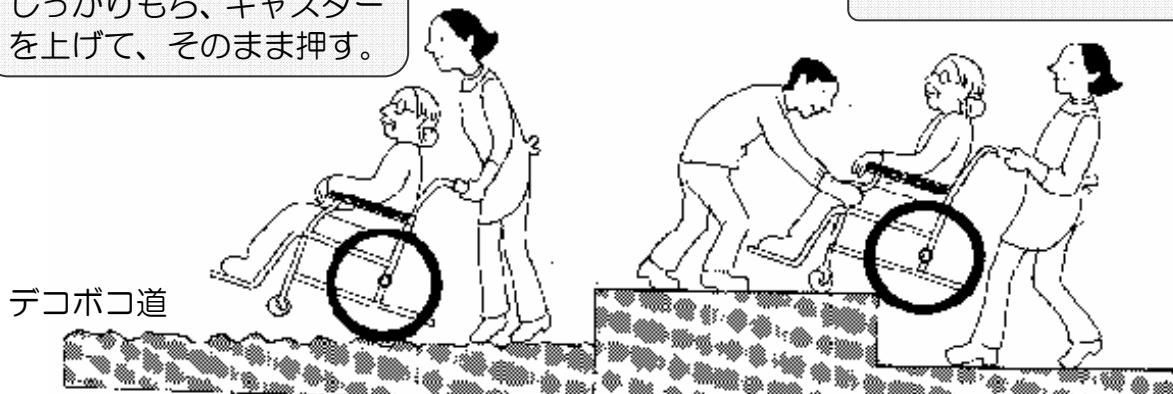
グリップをしっかりとち、
ティッピングレバーをふみ、
キャスターを上げ段差に
後輪があたったら押しあげる



デコボコ道は、グリップを
しっかりとち、キャスター
を上げて、そのまま押す。

高い段差

高い段差は二人で上げる。



◎家事シリーズ 11

《床 掃除》

【フローリング】

フローリングには、水は厳禁です。ワックスかニス塗りをしておくことで水や汚れから守ってくれます。

【ニス塗り】

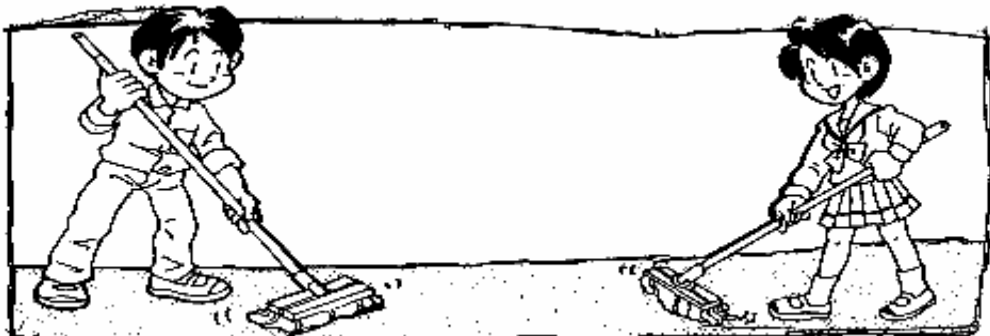
ニスの塗りなおしは、1～2年に1回で十分です。
乾拭きをこまめに。

【白木の床】

塗装していないムクの白木の床は、とくに水気を嫌い、水拭きするとシミになりやすいので、注意してください。乾拭きを毎日。

【化学床材】

Pタイルやノリウムなどの化学床材も水は厳禁です。
水拭きをし、しつこい汚れは歯ブラシに洗剤をつけてこすり落とします。
その後かたく絞った雑巾で洗剤を取り除き、しっかり乾拭きします。



栄養士がお答えする栄養情報 発行、一年を振り返って

栄養士（訪問介護職員2級・ガイドヘルパー） 物袋 佐紀

私は、生活学科（栄養士）在学中に訪問介護職員（2級課程）の養成講習を受講しました。その理由は将来父母の介護を必要としたとき何らかの手助けになればと気軽な動機でしたが、卒業を前にして職業選択に悩んでいたとき、主任の先生（妹尾教授）から、今後は、高齢者の介護と食事の問題は大切な課題になるのでこの際、学んだ二つの資格（栄養士、訪問介護員）が少しでも生かされる職に就いたらという助言でした。

その時、介護保険関係で求人があったのが唯一（有）ルミエールケアサービスでした。これも何かの縁であったのかもしれませんが。

縁あって就職した平成18年4月は、介護保険が改正され食改善事業が導入された時で、当初は全く業務内容も分からず介護事務の補助をさせて頂くのが精一杯の毎日でした。その時社長からガイドヘルパーの講習（5月）を受講してはという機会を与えていただき、多くの仲間と話し合い、又交流の場が生まれ仕事を楽しく過されるようになったことの一つの大きな要因になりました。

又、7月には、社長から介護保険改正のなかで栄養改善事業が導入されたのに関連して、現在発行している「エール」とは別に栄養情報の発行をしてはという提言があり、新米の私が大きな宿題を担当することになりました。

就職して3カ月余、介護業務の内容も十分理解できないなかで、「栄養情報」の視点を高齢者のケア食に、食と健康という一般的な内容のいずれかにすべきか？先輩とも相談するなど悩みましたが、先ずは定期的に（毎月1回）に発行することが大切でその中から、何らかの方向を見出せたらと考えながら発行を続け一年を迎えました。

この間に利用者の方、団体の職員の方、会員の方等から「参考にしているよ」「良い発想だね」とか「次はどんな内容？」など声をかけていただけるになり心配したことも少しは解消された感じがしますが問題はこれからだと思います。

これから、2年、3年と継続していくために、移り変わっていく高齢者介護の状況、そして求められる食事情等多くの情報を得ながら、高齢者介護事業等のなかで求められているものに如何にして適応した食生活情報を提供し、活用していただける「栄養情報」にするかということだと思います。

いずれにしても、「栄養情報」はスタートしたばかり、これからが本番、母校の先生や職場の先輩たちの助言を受けながら、また多くの方のご意見をもとにより愛される栄養情報を模索していきたいと考えていますので、是非一読いただき多くの感想や、ご意見を頂きますようお願いいたします。

これからも、
よろしくお願い致します。



ヘルパー募集！！

まずはご連絡ください。

TEL 06-6949-3729

有限会社 ルミエールケアサービス

担当者 山本まで



<お知らせ>

社員職員研修資料 「介護職に緩和された処置」

【医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）】
を配布中ですので、ぜひご覧ください。



新入社員あいさつ

事務員 竹内陽太郎
(ホームヘルパー2級)

皆様、はじめまして。新入社員の ^{たけうち} “竹内 ^{ようたろう} 陽太郎” と申します。

2007年5月より 有限会社 ルミエールケアサービス に勤務させていただくことになりました。私の担当させていただいている業務は、主に事務職です。

皆様が事務所にこられた際に、お声を掛けてくだされば幸いです。

まだまだ、若輩ですが、一生懸命努力させていただきますので、
何卒、ご指導よろしくお願い致します。

(編集後記)

○季節も変わり、これから夏本番、皆様いかがお過ごしでしょうか？

○「社報 エール」「エール別冊（栄養情報）」ともに、少しでも多くの皆様に参考となるよう、これからも計画的に発行していきますので、よろしくお願い致します。

○尚、載せてほしい記事、関心のあるものなど、ご意見もお持ちしております。



発行・編集

有限会社 ルミエールケアサービス

〒540-0012 大阪市中央区谷町3丁目1番11号
大晋ビル3階 303号

TEL 06-6949-3729

FAX 06-6949-3776

URL <http://www.lumiere-care.com/>

E-mail info@lumiere-care.com